

令和 7 年 度

隨時監査（工事監査）結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（工事監査）

第2 監査の期日 令和8年2月10日（火）

第3 監査の対象工事

高砂市野球場改修工事

第4 監査の方法

今回の監査は、監査対象工事が関係法令、条例、規則、要綱、工事請負契約書等により実施計画、設計、施工及び工事事務が適正に執行されているかを主眼に行い、品質の確保はもとより経済性や効率性・有効性の向上を目的に次のとおり実施した。

あらかじめ健康こども部健康文化室文化スポーツ課及び政策部公共施設マネジメント室から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、書類審査及び現地調査を行った。

なお、この監査では工事技術調査業務を「公益社団法人 大阪技術振興協会」に委託し、同協会から技術士法第2条第1項に規定する技術士 田中 耕治氏（建設部門）の派遣を得て監査を実施した。

第5 監査の結果

監査対象工事の監査を実施した結果、計画・設計・積算・仕様・契約・監督等の発注者による事業遂行及び受注者による施工計画・施工管理等についてはおおむね適正であると認められた。所見については、次のとおりである。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

1 工事概要

- (1) 工事場所 高砂市米田町島526番地
- (2) 工事概要
- スコアボード改修工事 一式
 - グラウンド改修工事 一式
 - スタンド改修工事 一式
 - 受変電設備改修工事 一式
 - 上記に伴う電気設備及び機械設備工事 一式
- (3) 設計委託業者 株式会社二神建築事務所
- (4) 工事請負業者 株式会社ミツワ
- (5) 工事管理 自主管理
- (6) 事業費（税込金額） 設計金額 390,170,000 円
契約金額 343,739,000 円
落札率 88.10%
- (7) 公告日 令和7年5月1日
- (8) 入札年月日 令和7年5月26日
- (9) 契約方法 地域公募型条件付一般競争入札（2者参加）
- (10) 契約年月日 令和7年6月26日
- (11) 工事期間 令和7年6月27日～令和8年3月31日
- (12) 工事進捗状況 計画 38.0%
実施 39.0%（令和7年12月末時点）
- (13) 履行保証体系 履行保証者：三井住友海上火災保険株式会社
- (14) 配置技術者
- ・現場代理人 春田 富弘（株式会社ミツワ）
 - ・監理技術者 春田 富弘（株式会社ミツワ）
- (15) 市監督員
- ・総括監督員 主幹 谷口 彰啓
主幹 羽田 満男
 - ・主任監督員 係長 榎谷 淳史
 - ・監督員 主任 溝口 直人
主任 藤村 崇
技術吏員 平井 翔大

2 工事技術調査の所見

当工事の計画・調査・設計・積算・施工管理・試験検査・監理監督等の各段階における技術的事項について調査した結果、全般にわたり合理的な設定及び判断がなされており大きな問題点は無かったが、設計図書や施工計画書及び特記仕様書の記載内容に若干の不備が認められた。

3 工事着手前における技術調査事項

(1) 調査及び設計について

調査・設計業務の委託は、高砂市指名基準に基づき応募のあった2者による地域公募型条件付一般競争入札により実施され、株式会社二神建築事務所が受注者として決定されており、指名から契約に至るまでの手続きは、高砂市の規定に基づき適正に実施されている。

実施設計期間は、令和6年7月23日から令和7年3月21日までである。主な適用基準は、「野外体育施設の建設指針」（公益財団法人日本体育施設協会野外体育部会：令和5年3月）および「建築設備設計基準」（一般社団法人公共建築協会：令和6年8月）等であり、これらに基づき概ね適正に実施されていることを確認した。

また、新設するスコアボードの構造については、構造種別比較表を作成のうえ検討を行い、経済性、施工性および工期の短縮を考慮した構造を採用しており、妥当であると認められた。ただし、設計図面には杭打ち時の施工要領図は作成されているものの、杭打ち機械の組立解体時の施工要領図や、杭材吊り込み時の安全性を確認するため、吊り込み機械の定格荷重表等を用いた施工要領図を作成し、作業の安全性を明確にしておく必要がある。

(2) 単価及び歩掛について

歩掛は「公共建築工事積算基準 令和5年版（一般社団法人建築コスト管理システム研究所：令和5年6月）」等を使用し、単価は「物価本、見積等」を用いて積算しているとの説明を受けた。

なお、物価資料を参照する場合は「建設物価」、「建築コスト情報」、「積算資料」「建築施工単価」の平均値を、見積を採用する場合には3者以上から徴取した上で、異常値を除いた見積価格の最低値を採用しているとの事であり、高砂市の基準に基づいた適切な歩掛り及び単価の設定がなされている。

(3) 積算について

積算については、高砂市の基準に基づき、「営繕積算システム RIBC2」を用いて積算しているとの説明を受けた。

なお、積算については、積算担当者が作成した積算資料を同課の他職員が検算し、最終的に決裁権者による照査のうえ検印が行われている。これにより、積算のチェック体制は適切

に機能しており、良好であると認められる。

(4) 設計図及び特記仕様書について

設計図書は、本工事の施工に必要な機能を十分に備えており、その内容は適切であると認められる。特記仕様書についても、本工事の施工に当たっての留意事項および各種条件が明確に記載されており、内容は概ね適切である。

なお、今後は、熱中症対策や快適トイレの設置等の作業環境改善対策、週休2日制の導入等の労働環境改善、さらに遠隔臨場やICT活用施工等の新たな取組についても仕様書に明記し、確実に実施させることが望まれる。

(5) 施工業者選定及び施工計画書

施工業者の選定は、2者による地域公募型条件付一般競争入札により実施され、株式会社ミツワが受注者として決定されている。指名から契約締結に至るまでの一連の手続きは、高砂市の規定に基づき、適正に実施されていることを確認した。また、見積期間についても、所定の日数が確保され、必要な手続きが完了していることを確認した。提出書類については、監理技術者資格証明書及び健康保険被保険者証の写し、履行保証関係書類、建退共掛金収納書、現場代理人届等の必要書類がすべて提出されており、高砂市の規定に適合していることを確認した。さらに、CORINSへの登録についても、受注時に適正に行われていることを確認した。施工計画書は、「建築工事用施工計画書（官公庁向け・標準構成）」に準拠して作成されており、内容は概ね適切である。

ただし、以下の点について留意および改善が必要である。

①頁番号の記載がない。

②安全管理項目における悪天候時の作業中止に関する記載については、労働安全衛生法および同規則に定められた基準値を正確に明記すること。また、天候等が当該基準値に達した場合は、作業を中止する旨を明確に記載させること。本事項は作業員の安全および生命に直結する重要事項であることから、必ず明記のうえ、確実に実施させる必要がある。

さらに、次の内容を追記することが望ましい。

「悪天候時は直ちに作業を中止し、現場周辺を適宜巡視する。異常が認められた場合は速やかに監督員へ報告し、必要な対策について協議する。工事の再開にあたっては、現場周辺の巡視および点検を行い、異常がないことを確認した後に作業を再開する。」

以上の事項を施工計画書に明記することが望まれる。

③工程表に、各工種の構成比・バナナ曲線・クリティカルパスを記載すること。

④使用する文献・地図・写真・イラスト等には必ず出典を明記し、著作権に十分配慮すること。

⑤国土交通省の「公共建築工事標準仕様書」では、「工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画を取りまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出すること」と規定されている。したがって、施工計画書には、再生資源利用促進計画書、産業廃棄物処理および残土処理に関する契約書・許可書その他の関連書類等、工事の実施に必要な書類を漏れなく添付する必要がある。

4 工事着手後における技術調査事項

(1) 施工管理

現場は、設計図書通りに施工されており、目視確認できる範囲において不具合箇所は見受けられず良好であった。

(2) 工程管理

令和7年12月末時点では、計画38%に対し実施39%と概ね順調に進捗していたが、令和8年1月末時点では、計画67%に対し実施50%となっており、遅延が生じている。残り工期は約2か月と限られていることから、早急に対策を講じ、綿密な工程管理を徹底し、工期内の完成を図る必要がある。

(3) 品質管理・出来形管理

書類調査において、品質管理に関する必要書類、写真および図面等を確認した。その結果、「公共建築工事標準仕様書」に定める工事管理項目に基づき適切な管理が行われており、検査および段階確認等も実施されるなど、品質管理および出来形管理が適正に実施されていることを確認した。

(4) 工事監理

現場並びに書類調査の結果、出来形・出来栄え・精度共に良好である。また、主要時点での現場立会も実施しており、結果の記録も確認が出来る状態で保管されていることから、適切な工事監理が成されているものと思われる。

(5) 安全管理

安全管理に関する写真および関係書類を確認した結果、教育・訓練・点検の実施状況ならびに安全意識については、いずれも概ね良好であった。しかし、法定外労災保険に関する質問に対しては、明確な回答が得られなかった。本件については、令和2年に国土交通省から通知が発出されており、多くの自治体において加入を義務付けている状況である。このため、受注者に対し、法定外労災保険への加入および保険証書の提出を義務付けることが望まれる。

5 付加価値を向上させる提案

工程表作成時に関して、現在、地球温暖化に伴う異常気象の影響により災害等の発生が増加していることや、週休二日制の励行、三六協定の遵守促進等により実施工日数が減少していることを踏まえる必要がある。このため、従来の経験則に基づく施工日数の設定ではなく、日当たり施工量を適切に設定したうえで施工日数を算出し、さらに不稼働率を乗じて実施工日数を算定し、その結果に基づき工程表を作成する方法について検討されたい。

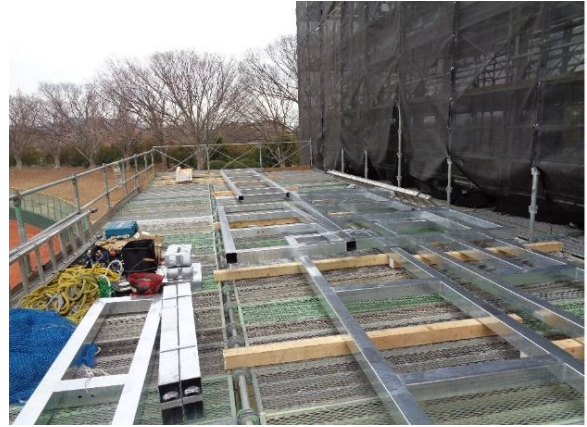
6 現地調査結果

現地調査の結果、施工中のスコアボードの施工状況は良好であり、スタンド工事についても仕上がり状況は特に問題は見受けられず、全体として概ね良好であった。ただし、工事用進入路に敷設された敷鉄板の一部に、段差や2~3cm程度の浮きが見受けられ、挟まれ事故等の危険性が懸念される。このため、土や栈木等を用いて適切に養生を行う必要がある。

また、現場に設置されている掲示板の法定掲示物を確認したところ、建設業許可票、労災保険関係成立票、緊急時連絡体制表、施工体系図等については概ね掲示されていたが、再生資源利用(促進)計画書等の掲示が確認できなかった。

【現場写真】

スコアボード施工状況



バックスタンド施工状況



敷鉄板状況(段差状況)



事務所前掲示板



書類・帳票類確認状況

